

- 検査・監督基本方針(案)の意見募集及び全国で対話会(延べ60回)を開催。
- 検査マニュアルの廃止を含め方向性については概ね賛成。
- 加えて、下記のような意見があり、これらを踏まえ本文に必要な追記・修正を行った。

## ● 3手法(最低基準検証、動的な監督、見える化と探究型対話)について

- ✓ それぞれの手法を用いる際の当局の目的意識を明確にするべきではないか。
- ✓ 状況に応じて、適切な手法を用いてほしい。

## ● 当局の考えの押し付けや思い込みに対する懸念

- ✓ 過剰介入や過度な裁量行政とならないようにしてほしい。
- ✓ 対話が実質的に指導となることのないようにしてほしい。
- ✓ 「ベスト・プラクティス」を押し付けることのないようにしてほしい。

## ● 必要な分野についての具体的な基準の提示

- ✓ プリンシプル中心の枠組みにおいても、分野によっては詳細な基準を示す必要があるのではないか。
- ✓ モニタリングの結果を可能な範囲で還元・公表してほしい。

# 具体的な取組み①

意見を踏まえ、金融庁としては、今後以下のような取組みを実施していく。

## ● 3手法(最低基準検証、動的な監督、見える化と探究型対話)について

- ✓ 3手法は、形式的な分類を行うためのものではなく、当局の対応のパターンや視点が実態と課題に応じ様々ありうることを概念的に整理したものである。
- ✓ 実際の検査・監督においては、**正確な実態把握**に基づき、課題に応じた適切な対応を行っていく。
- ✓ その際、当局がどのような課題を認識した上で、検査・監督を実施しているかについて、金融機関に対して丁寧に説明する。

## ● 検査・監督に関する方針の示し方

- ✓ **分野別の「考え方と進め方」**だけでなく、特定の課題などについて重点的にモニタリングを行った場合には、必要に応じその結果と**今後の課題や着眼点等を公表**する。
- ✓ さらに、幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて**具体的な基準を示すことも検討**していく。

## 具体的な取組み②

新しい検査・監督を実施していくため、当局の態勢整備も合わせて実施していく。

### ● 検査・監督の品質管理

- ✓ 金融モニタリング有識者会議において、外部有識者による継続的な議論を行い、批判・指摘を検査・監督に活用していく。
- ✓ 金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図る。
- ✓ 金融庁内部による検査モニターを廃止し、新たに金融機関等へのヒアリング等による外部専門家の評価を実施する。
- ✓ 意見申出制度は、オフサイトを含めたモニタリングにおける対話・議論を対象とするものに見直す。

### ● 人材育成・確保

- ✓ 人事ローテーションの長期化（同一専門分野内での人事異動を含む）や研修のあり方の見直し、外部専門人材の積極的な登用等により、専門分野におけるスキル・知識向上を図る。
- ✓ 例えば主任クラスの職務については、新しい検査・監督に対応したスキルや能力を有すると認められる適任者を配置する等、能力主義の人材配置を進める。

### ● 情報収集・分析・活用の促進

- ✓ 今後のモニタリングに関するデータ徴求の見直しやIT技術の活用を検討する。